

雇用者の労働時間推計方法の改善について

雇用者の労働時間推計に関して、以下の点につき推計方法を改善し、1996年まで遡り推計をおこなうこととする。

(1) 農林漁業及び公務に「休業者」を含めた概念調整

公務を除く非農林漁業の労働時間推計に使用している「毎月勤労統計調査」の一人当たり平均労働時間は、「従業者+休業者」である。一方、農林漁業及び公務の労働時間推計に使用している「国勢調査」及び「労働力調査」の一人当たり平均労働時間は「従業者」の労働時間であり、概念が一致していない。

SNAの就業者・雇用者の概念には、休業者が含まれることから、農林漁業及び公務の一人当たり労働時間の推計に休業者を含めて推計を行うこととする。

(変更) 一人当たり平均労働時間 = (従業者数 × 労働時間 + 休業者数 × 労働時間(0時間)) / (従業者数 + 休業者数)

(試算結果) 現行と比較し、農林漁・公務の労働時間数は休業者を含み、微減。

(2) 農林漁業及び公務の労働時間の月間化調整

公務を除く非農林漁業では「毎月勤労統計調査」は1か月平均の総労働時間を調査している。一方、農林漁業及び公務については、「国勢調査」及び「労働力調査」が月末1週間の労働時間である。このため、公務では、月末一週間に祝日がある月は、他の月に比べて労働時間が減少するが、現在調査結果を一ヶ月の労働時間として推計を行っている。また、農林漁業は、調査結果では、土日祝日があっても労働時間の減少は見られないが、土日祝日に仕事を休むことを前提に推計をおこなっていることから、農林漁業及び公務について労働時間の月間調整を行うこととする。

(変更) 農林漁業雇用者月間労働時間 = 平均週間就業時間 ÷ 7 × 月日数

(試算結果) 現行と比較して、増加。

(変更) 公務雇用者月間労働時間 = 平均週間就業時間 ÷ 週勤務日数 × 出勤日数

(試算結果) 現行と比較して、月間化により±2%程度の影響。